

## 武蔵野市立学校改築懇談会設置要綱の一部改正について

### 1 懇談会等の設置及び運営に関する指針・ガイドラインに基づく改正箇所

- (1) 任期に係る記載の削除
- (2) 委員長（会の招集等）に係る記載の変更

### 2 改正内容

改正前	改正後	説明
(構成) 第3条 懇談会は、別表に掲げる者及び同表に掲げる職にある者をもって構成し、教育委員会が <u>指名</u> する。	(構成) 第3条 懇談会は、別表に掲げる者及び同表に掲げる職にある者をもって構成し、教育委員会が <u>招集</u> する。	字句の改正
(座長及び副座長) 第4条 (略) 2 (略) 3 <u>座長は会務を総括し、懇談会を代表する。</u> 4 (略)	(座長及び副座長) 第4条 (略) 2 (略) 3 (略)	項の削除 項の繰上げ
(委員の任期) 第5条 <u>委員の任期は、指名の日から改築校に関する実施設計が終了した日までとする。</u>		条の削除
(会議) 第6条 懇談会の会議は、必要に応じて <u>座長</u> が招集する。 2 (略)	(会議) 第5条 懇談会の会議は、必要に応じて <u>教育企画課学校施設担当課長</u> が招集する。 2 (略)	条の繰上げ 字句の改正
第7条から第9条まで	第6条から第8条まで	条の繰上げ

#### 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

### 3 改正に伴う改築懇談会の運営方法について

⇒ 運営に関しては、大きな変更はありません。会議の招集者が、教育企画課学校改築担当課長になります。

- ・ 今後は、委員委嘱や任期の指定を行いませんが、実施設計が終了する令和6年度まで、会議へのご協力をお願いいたします。
- ・ 委員の依頼は、年度ごとに行う予定です。